

災害死亡給付金付個人年金保険普通保険約款目次

(2020年3月改定)

この保険の主な内容

1 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 年金の種類
- 第3条 年金の型
- 第4条 保険料払込方法による保険の型
- 第5条 会社の責任開始期
- 第6条 年金証書の発行

2 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払

- 第7条 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払
- 第8条 年金等の請求手続、支払の時期および場所

3 保険契約の取消、無効および解除

- 第9条 詐欺による取消
- 第10条 不法取得目的による無効
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 保険契約を解除できない場合
- 第14条 重大事由による解除

4 保険料の払込

- 第15条 保険料の払込
- 第16条 保険料の払込方法<経路>
- 第17条 猶予期間および保険契約の失効
- 第18条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第19条 保険契約の復活
- 第20条 保険料の一括払込または前納
- 第21条 保険料の自動貸付

5 社員配当

- 第22条 社員配当金の割当
- 第23条 社員配当金の支払

6 保険契約の解約および払戻金の支払

- 第24条 解約
- 第25条 払戻金

7 保険契約の内容の変更

- 第26条 保険料払込方法の変更
- 第27条 保険料払込期間の変更
- 第28条 払済年金保険への変更
- 第29条 基準年金年額の減額
- 第30条 原保険契約への復帰
- 第31条 年金の型の変更
- 第32条 年金開始日の変更
- 第33条 年金支払期間の変更
- 第34条 契約者の変更
- 第35条 年金受取人による保険契約上の権利義務の承継
- 第36条 年金受取人の変更
- 第37条 死亡給付金受取人の変更
- 第38条 遺言による年金受取人、死亡給付金受取人の変更
- 第39条 契約者または受取人の代表者
- 第40条 契約者の住所の変更

8 契約者に対する貸付・その他

- 第41条 契約者に対する貸付
- 第42条 貸付金の返済
- 第43条 年齢の計算
- 第44条 年齢の誤りの処理
- 第45条 被保険者の業務、転居および旅行
- 第46条 時効
- 第47条 管轄裁判所
- 第48条 保険料一時払型の場合の特則
- 第49条 契約者および死亡給付金受取人を団体とする場合の特則
- 第50条 死亡給付金受取人による保険契約の存続
- 第51条 年払契約・半年払契約の消滅時の取扱いに関する特則
- 第52条 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

- 別表1 請求書類
- 別表2 対象となる不慮の事故

災害死亡給付金付個人年金保険普通保険約款

災害死亡給付金付個人年金保険普通保険約款

(この保険の主な内容)

この保険は、年金受取人の生活の安定を図ることを目的とした保険で、次の給付を行なうことを主な内容とします。

1 年金

年金開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年

金支払日前に被保険者が死亡したときは、年金支払期間の残余期間に対する未払年金の現価を支払います。

2 死亡給付金

被保険者が年金開始日前に死亡したとき、死亡給付金を支払います。

3 災害死亡給付金

被保険者が年金支払日前に不慮の事故により死亡したとき、災害死亡給付金を支払います。

1 総則

(用語の意義)

第1条 この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)「基準年金年額」

「基準年金年額」とは、第2条の規定により保険契約者（以下「契約者」といいます。）が指定する基本年金の第1回の年金額となる金額をいい、保険契約締結の際、契約者の申出によって定めます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2)「年金開始日」

「年金開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(3)「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金開始日をいい、第2回以後の年金については年金開始日の年単位の応当日をいいます。

(年金の種類)

第2条 この保険契約の基本年金の種類は、確定年金とします。

(年金の型)

第3条 この保険契約の基本年金の型は、次のいずれかとします。

(1) 定額型

毎年の年金額は、基準年金年額と同額とします。

(2) 前厚型

第1回から第5回までの年金額は、基準年金年額と同額とし、第6回以後の年金額は、基準年金年額の50%相当額とします。

(保険料払込方法による保険の型)

第4条 この保険の保険料の払込方法による型は、次のいずれかとします。

(1) 保険料積立型

保険契約締結の際定めた払込期間中、保険料を払い込んでいただきます。

(2) 保険料一時払型

保険契約締結の際一時に保険料を払い込んでいただきます。

(会社の責任開始期)

第5条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時

(2) 会社の定めた充当金領収証をもって第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2 前項の規定による会社の責任開始の日をこの保険契約の契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。

(1) 会社名

(2) 契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

(4) 保険金、給付金、年金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 主たる保険契約および付加する特約の種類

(6) 支払事由

(7) 保険期間

(8) 保険金、給付金、年金等の額およびその支払方法

(9) 保険料およびその払込方法

(10) 契約日

(11) 保険証券を作成した年月日

(年金証書の発行)

第6条 会社は、第1回の年金を支払うとき、年金証書を年金受取人に発行します。

2 年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払

(年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払)

第7条 この保険契約の年金、死亡給付金および災害死亡給付金（以下、死亡給付金と災害死亡給付金をあわせて「給付金」といいます。）は、次のとおりです。

名称	支払事由	受取人	支払額	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき。	年金受取人	次に定める年金額 (1) 定額型年金の場合 毎年の年金額は、基準年金額と同額 (2) 前厚型年金の場合 ア. 第1回から第5回までの年金額は、基準年金額と同額 イ. 第6回以後の年金額は、基準年金額の50%相当額	
	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき。		年金支払期間中の未払年金の現価	
死亡給付金	被保険者が年金開始日前に死亡したとき。 ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。	死亡給付金受取人	第4項に定める死亡給付金額	次のいずれかにより被保険者が死亡給付金の支払事由に該当したとき。 (1) 責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。以下同じ。）の日から起算して2年以内の被保険者の自殺 (2) 契約者または死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
災害死亡給付金	被保険者が年金開始日前に次のいずれかを直接の原因として死亡したとき。 (1) 責任開始期以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故（別表2）」といいます。）。ただし、その事故が発生した日から起算して180日以内の死亡に限ります。 (2) 責任開始期以後に発病した感染症【備考参照】		第4項に定める死亡給付金額の1.1倍の金額	次のいずれかにより被保険者が災害死亡給付金の支払事由に該当したとき。 (1) 契約者、被保険者または死亡給付金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争その他の変乱

- 2 年金受取人は契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、契約者が指定するものとします。
- 3 年金支払期間中、年金受取人は、将来の年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。
- 4 死亡給付金額は、次の各号に定める金額とします。
 - (1) 保険料積立型の場合は、被保険者が死亡した時までの経過年月数により計算した責任準備金相当額
 - (2) 保険料一時払型の場合は、被保険者が死亡した時までの経過年月数により計算した責任準備金相当額と一時払保険料のいずれか大きい金額
- 5 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

- 6 被保険者の死亡が死亡給付金受取人の故意（災害死亡給付金については、故意または重大な過失とします。）によって生じた場合でも、その死亡給付金受取人が給付金の一部の受取人であるときには、その残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を契約者に支払います。
- 7 被保険者の死亡が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって生じた場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なく会社が認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金を全額または削減して支払います。
- 8 免責事由に該当したことによって、死亡給付金を支払わないときは、会社は、保険料払込期間中の保険契約については保険料が払い込まれた年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数によって、会社の定める方法で計算した責任準備金を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 9 第8条（年金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

（年金等の請求手続、支払の時期および場所）

第8条 契約者または年金もしくは給付金の受取人は、年金または給付金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

- 2 支払事由が生じた年金または給付金の受取人は、遅滞なく別表1に定める必要書類を提出して、年金または給付金の支払を請求してください。
- 3 年金または給付金（以下本条において、年金と給付金をあわせて「給付金等」といいます。）は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社で支払います。
- 4 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

給付金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第14条第1項第3号アからオまでに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会

60日

(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年 法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会

180日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定

180日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会

180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査

180日

- 6 前2項の場合、会社は、給付金等を請求した者に通知します。

- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

3 保険契約の取消、無効および解除

(詐欺による取消)

第9条 契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、その保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第10条 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第12条 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- 2 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。
- 3 前項により保険契約を解除した場合、会社は、給付金を支払いません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または死亡給付金受取人が証明したときは、給付金を支払います。
- 5 本条による保険契約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に解除の通知をします。
- 6 本条の規定によって保険契約を解除した場合に第25条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定によるこの保険契約の解除を行なうことができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、第11条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、第11条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
 - (5) 責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由が生じなかったとき。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続するこ

とを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 会社は、給付金または年金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。なお、前項第3号のみに該当したことにより、年金の支払事由が生じた後にこの保険契約を解除する場合で、前項第3号アからオまでに該当したのが年金受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項および第5項の規定は、その解除した部分について適用します。
- 3 前項により保険契約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが死亡給付金受取人のみであり、その受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）または年金を支払いません。また、この場合に、すでに給付金または年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 本条による保険契約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除した場合に第25条の払戻金（年金開始日以後は、第7条（年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払）第3項に定める年金の一括支払が請求されたものとして計算した金額とします。以下本項において同じ。）があるときは、会社は、その払戻金を契約者（年金開始日以後は年金受取人とします。）に支払います。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

4 保険料の払込

（保険料の払込）

第15条 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、第16条第1項に定める払込方法<経路>にしたがい、次の期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 払込方法<回数>が月払契約の場合（以下「月払契約」といいます。）

月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ）の属する月の初日から末日まで

(2) 払込方法<回数>が年払契約または半年払契約の場合（以下それぞれ「年払契約」または「半年払契約」といいます。）

年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を契約者（給付金を支払うときはその給付金の受取人）に払い戻します。

3 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

（保険料の払込方法<経路>）

第16条 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法<経路>を選択することができます。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです。）

(3) 会社の派遣した集金人に払い込む方法（契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。）

(4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法（年払契約または半年払契約に限りです。）

(5) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第17条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。

3 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第17条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。

（猶予期間および保険契約の失効）

第17条 第2回以後の保険料払込については、次のとおり猶予期間があります。

(1) 月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2 猶予期間内に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動貸付（第21条）が行なわれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

3 保険契約が効力を失った場合には、契約者は、第25条の払戻金があるときは、これを請求することができます。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第18条 猶予期間中に給付金または年金の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金または年金から差し引きます。

（保険契約の復活）

第19条 第17条または第41条第4項の規定によって保険契約が効力を失ってから3年以内であれば、契約者は、別表1に定める必要書類を会社に提出して保険契約の復活を請求することができます。

- 2 会社が保険契約の復活を承諾したときは、ただちに延滞保険料に会社所定の利率で計算した利息を付けた金額（第41条第4項により効力を失った場合は貸付金の元利金または会社の定める方法により計算した金額を加えた金額とします。）を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 3 第5条（会社の責任開始期）の規定は、保険契約の復活の場合に準用します。ただし、第5条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えるものとし、また、第5条第3項の規定にかかわらず、保険証券は発行しません。

（保険料の一括払込または前納）

第20条 月払契約において、契約者は、会社の定める範囲内で当月分以後3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料を一括払することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 会社所定の率で保険料を割引します。
 - (2) 保険契約が消滅した場合に、一括払の保険料中に翌月分（払込期月の初日から契約応当日の前日までに消滅したときは、当月分）以後の保険料があるときは、その残額を契約者（給付金を支払うときは、その給付金の受取人）に払い戻します。
- 2 年払契約、半年払契約において、契約者は、会社の定める範囲内で、年払契約の場合は2年以上、半年払契約の場合は1年以上の将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 会社所定の率で保険料を割引します。
 - (2) 本項の保険料の前納金は、会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (3) 保険契約が消滅した場合、次期以後の保険料の前納金があるときは、保険料の前納金の残額を、契約者（給付金を支払うときはその給付金の受取人）に払い戻します。ただし、年金を支払うときは、年金開始日に年金の増額のための一時払保険料に充当します。

（保険料の自動貸付）

第21条 保険料が払い込まれないまま、第17条の猶予期間が過ぎた場合でも、会社は、次の各号のいずれかにより、保険料を猶予期間の満了日に自動的に貸し付けたものとして保険契約を有効に継続させます。

- (1) 月払契約の場合
未払込月から6ヵ月分の保険料を払い込んだものとして計算した第25条の払戻金額（すでに本条または第41条の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額）が未払込月から6ヵ月分の保険料とこれに対する利息との合計額をこえるときは、会社は、その保険料に相当する金額を契約者に貸付して、これを保険料の払込に充当します。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
払い込むべき保険料を払い込んだものとして計算した第25条の払戻金額（すでに本条または第41条の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額）が、払い込むべき保険料とこれに対する利息との合計額をこえるときは、会社は、契約者に貸付して、これを保険料の払込に充当します。
- 2 前項の貸付金の利息は、年8%（月払契約および半年払契約では半年4%）以下の会社所定の利率で計算し、月払契約の場合には、保険料払込猶予期間満了日から6ヵ月ごとに（年払契約または半年払契約の場合には、次期以後の保険料の払込猶予期間が満了するごとに）元金に繰り入れます。
- 3 契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の貸付はしません。
 - 4 第42条（貸付金の返済）の規定は、本条の貸付金がある場合に準用します。
 - 5 本条の規定によって保険料の自動貸付が行なわれた場合でも、猶予期間経過後3ヵ月以内に、契約者から解約（第24条）、払済年金保険への変更（第28条）または基準年金年額の減額（第29条）の請求があったときは、会社は、自動貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

5 社員配当

（社員配当金の割当）

第22条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末に、次の保険契約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

- (1) その事業年度末に契約日から起算して1年をこえている年金開始日前の有効契約
- (2) 次の事業年度中に年金開始日が到来する保険契約
- (3) 次の事業年度中に保険契約の転換をする契約または次の事業年度中の契約応当日以後に給付金の支払によって消滅する保険契約

(4) 次の事業年度中に第2回以降の年金が支払われる保険契約

2 前項の割当のほか、会社は、この保険契約が所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てることがあります。

(社員配当金の支払)

第23条 前条第1項第1号の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で支払います。

(1) 割当を行なった次の事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てます。ただし、その契約応当日の前日までの保険料が払い込まれ、かつ、その契約応当日において保険契約が有効に継続している場合に限りです。

(2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、次に定めるところにより支払います。

ア. 年金開始日前は保険契約が消滅したときまたは契約者の請求があったとき、契約者に支払います。ただし、給付金を支払うときは、その給付金の受取人に支払います。

イ. 年金開始時に、積み立てた社員配当金があるときは、年金開始日にその社員配当金を基本年金と年金の種類および型を同一とする年金（以下「積立年金」といいます。）の一時払保険料に充当し、基本年金とともに年金受取人に支払います。

(3) 第1号の積立を行なう前に、保険契約が消滅した場合には、次のアからウまでの場合を除き、これを支払わないで社員配当準備金に繰り入れます。

ア. 給付金を支払うときは、その給付金の受取人に支払います。

イ. 保険契約を転換するときは、転換価格に充当します。

ウ. 第42条（貸付金の返済）第1項第2号の規定により保険契約が消滅するときは、支払うべき金額とともに契約者に支払います。

2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、年金開始日に前項第2号イに定める積立年金の一時払保険料に充当し、基本年金とともに年金受取人に支払います。ただし、第42条第1項第2号の規定により消滅する場合は、支払うべき金額とともに契約者に支払います。

3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約を転換するときは転換価格に充当し、給付金を支払うときはその給付金の受取人に支払います。

4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、次の方法で支払います。

(1) 割当を行なった次の事業年度の年単位の契約応当日に、増加年金の一時払保険料に充当し、基本年金とともに年金受取人に支払います。増加年金は、社員配当金を保険料に充当した日を年金開始日とし、年金の種類を基本年金と同一とする定額型の年金とします。

(2) 前号の規定によって社員配当金を支払う前に、被保険者の死亡によって保険契約が消滅したときは、社員配当準備金に繰り入れます。

5 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、会社の定める方法により支払います。

6 第8条（年金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は本条の場合に準用します。

6 保険契約の解約および払戻金の支払

(解約)

第24条 契約者は、年金開始日前に限り、いつでも将来に向かって保険契約の解約を請求することができます。

2 前項の場合、会社は、第25条の払戻金がある場合はこれを契約者に支払います。

(払戻金)

第25条 保険契約が解除されもしくは解約された場合または効力を失った場合には、会社は、保険料払込期間中の保険契約については保険料が払い込まれた年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した金額の払戻金を契約者に支払います。

2 第8条（年金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は本条の場合に準用します。

7 保険契約の内容の変更

(保険料払込方法の変更)

第26条 契約者は、別表1に定める必要書類を会社に提出して、月払、年払または半年払の保険料の払込方法<回数>を相互に変更することができます。ただし、保険料が会社の定めた金額未満となる場合には、この取扱をしません。

2 契約者は、別表1に定める必要書類を会社に提出して、会社の取扱範囲内で、保険料の払込方法<経路>の変更をすることができます。

3 保険料の払込方法<経路>が第16条第1項第1号から第4号までのいずれかの保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、保険料の払込方法<経路>を他の払込方法<経路>に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法<経路>の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料払込期間の変更）

- 第27条 契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で保険料払込期間の変更をすることができます。
- 2 前項の規定により保険料払込期間を変更する場合は、被保険者の同意を得ることを要します。
 - 3 本条の変更を行なうときは、会社は、被保険者に関して告知を求め、または会社の定める方法により計算した金額の授受を行ない、もしくは将来の保険料の変更を行なうことがあります。
 - 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力が生じます。
 - 5 契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める必要書類を会社に提出してください。

（払済年金保険への変更）

- 第28条 契約者は、保険料払込期間中に限り、将来の保険料の払込を中止して、原保険契約と同じ年金開始日で、基準年金年額を減額した保険料一時払型の払済年金保険に変更することができます。
- 2 前項の場合には、第25条の払戻金額（第21条または第41条の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額）を払済年金保険の一時払保険料に充当し、基準年金年額を定めます。ただし、基準年金年額が、会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。
 - 3 本条の規定によって払済年金保険に変更された保険契約の変更後の死亡給付金額は、第7条第4項の規定にかかわらず、被保険者の死亡日における責任準備金相当額とします。
 - 4 本条の規定によって払済年金保険に変更された保険契約については、変更後、第29条（基準年金年額の減額）の規定は適用しません。
 - 5 契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める必要書類を会社に提出してください。

（基準年金年額の減額）

- 第29条 契約者は、年金開始日前に限り、いつでも将来に向かって基準年金年額を減額することができます。ただし、減額後の基準年金年額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。
- 2 前項の場合、減額分については、保険契約を解約したものと取り扱います。この場合、死亡給付金額は同じ割合で減額されます。
 - 3 契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める必要書類を会社に提出してください。

（原保険契約への復帰）

- 第30条 払済年金保険に変更または基準年金年額を減額した後2年以内（ただし、年金開始日前に限り）は、契約者は、別表1に定める必要書類を会社に提出して、原保険契約への復帰を請求することができます。この場合、会社が必要と認めるときは、会社が定めた書式による会社の指定した医師の診断書を提出してください。
- 2 会社が本条の復帰を承諾したときは、契約者は、会社の指定した時までに、会社の定める方法により計算した金額を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 - 3 本条による原保険契約への復帰に際して、会社は、新たな保険証券を発行しません。
 - 4 第5条（会社の責任開始期）第1項および第2項、第7条（年金、死亡給付金および災害死亡給付金の支払）、第9条（詐欺による取消）から第13条（保険契約を解除できない場合）までの規定は、本条の場合、増額した基準年金年額について準用します。この場合には、第5条第2項の「契約日」は、「原保険契約への復帰日」と、第7条第1項および第13条第1項第5号の「責任開始」は、「原保険契約への復帰の際の責任開始」と読み替えます。

（年金の型の変更）

- 第31条 契約者は、年金開始日前に限り、会社の定める範囲内で年金の型を変更することができます。
- 2 第27条第2項から第5項までの規定は、本条の変更の場合に準用します。ただし、変更の際して被保険者に関する告知は求めないものとします。

（年金開始日の変更）

- 第32条 契約者は、年金開始日前に限り、会社の定める範囲内で年金開始日を変更することができます。
- 2 第27条第2項から第5項までの規定は、本条の変更の場合に準用します。ただし、変更の際して被保険者に関する告知は求めないものとします。

（年金支払期間の変更）

- 第33条 契約者は、年金開始日前に限り、会社の定める範囲内で年金支払期間を変更することができます。
- 2 第27条第2項から第5項までの規定は、本条の変更の場合に準用します。ただし、変更の際して被保険者に関する告知は求めないものとします。

（契約者の変更）

- 第34条 契約者は、給付金の支払事由発生前または年金開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 契約者が本条の変更を請求する場合には、別表1に定める必要書類を会社に提出してください。

（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

- 第35条 年金開始日以後は、年金受取人は、契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

（年金受取人の変更）

- 第36条 契約者（年金開始日以後は、年金受取人。以下本条および第38条において同じ。）は、被保険者の同意を得た上で、

会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は契約者または被保険者のうちから指定することを要します。

- 2 契約者が前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が会社に到着した場合には、年金受取人は当該通知が発信された時にさかのぼって変更されます。ただし、当該通知が会社に到着する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 年金開始日以後に、第1項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 5 契約者が年金受取人の場合、第34条の規定によって契約者が変更されたときは、年金受取人も新たな契約者に変更されたものとみなします。
- 6 年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。
- 7 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- 8 前2項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(死亡給付金受取人の変更)

第37条 契約者は、給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

- 2 契約者が前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が会社に到着した場合には、死亡給付金受取人は当該通知が発信された時にさかのぼって変更されます。ただし、当該通知が会社に到着する前に変更前の死亡給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 死亡給付金受取人が給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
- 5 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
- 6 前2項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による年金受取人、死亡給付金受取人の変更)

第38条 前2条に定めるほか、契約者は、法律上有効な遺言により、年金受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、死亡給付金受取人の変更については、給付金の支払事由の発生前に限るものとし、また、年金受取人を変更する場合は、変更後の年金受取人が契約者または被保険者のいずれかであることを要します。

- 2 前項の年金受取人または死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による年金受取人または死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 契約者の相続人が前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
- 5 第36条(年金受取人の変更)第4項の規定は、本条の場合に準用します。

(契約者または受取人の代表者)

第39条 この保険契約につき、契約者、年金受取人または死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の契約者、年金受取人または死亡給付金受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、会社が契約者、年金受取人または死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

(契約者の住所の変更)

第40条 契約者が住所(通信先および集金先を含みます。以下本条において同じとします。)を変更したときは、ただちに会社の本社に通知してください。

- 2 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到着したものとします。
- 3 前2項の規定は、年金開始日以後に年金受取人が住所を変更する場合に準用します。

8 契約者に対する貸付・その他

(契約者に対する貸付)

第41条 契約者は年金開始日前に限り、第25条の払戻金額(すでに本条または第21条の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額)の所定の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金の額は、会社の定める金額以上であることを要します。

- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 契約者が本条の貸付を受けるときは、別表1に定める貸付に必要な書類を提出してください。

4 第21条および本条の貸付元利金が、第25条の払戻金額をこえるに至った場合には、その保険契約は効力を失います。

（貸付金の返済）

第42条 前条の貸付金がある場合には、会社は、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 年金開始日前に保険契約が消滅したときは、支払うべき金額から貸付金の元利合計額を差し引きます。
- (2) 年金開始日が到来したときは、基本年金原資から貸付金の元利合計額を差し引き、残額をもって新たに基準年金年額を定めます。ただし、新たな基準年金年額が会社の定めた金額に満たないときには、その残額を一時に契約者に支払い、年金開始日の前日に保険契約は保険期間が満了して消滅したものとします。
- (3) 第28条（払済年金保険への変更）および第29条（基準年金年額の減額）の規定によって保険契約の内容が変更されたときは、支払うべき金額または保険契約の内容の変更に際して充当すべき金額から貸付金の元利合計額を差し引きます。
- (4) 年齢または性別の誤りの訂正により支払われる金額があるときは、支払うべき金額を貸付金の元利金の一部返済に充当します。

2 第8条（年金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、前項第2号ただし書の場合に準用します。

（年齢の計算）

第43条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（年齢の誤りの処理）

第44条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の契約年齢で保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料または基準年金年額を更正します。
- (2) 契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外であった場合は、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。

（被保険者の業務、転居および旅行）

第45条 被保険者が保険契約継続中に、いかなる業務に従事してもまたいかなる場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除または特別保険料の請求をしないで、保険契約上の責任を負います。

（時効）

第46条 年金、給付金、払戻金、社員配当金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

（管轄裁判所）

第47条 この保険契約における給付金および年金の請求に関する訴訟については、会社の本社またはその支払金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一の都道府県にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

（保険料一時払型の場合の特則）

第48条 保険料一時払型の契約のときは、次の各号の規定は適用しません。

- (1) 保険料の払込（第15条）から猶予期間中に保険事故が発生した場合（第18条）までの規定
- (2) 保険料の一括払込または前納（第20条）
- (3) 保険料の自動貸付（第21条）
- (4) 保険料払込方法の変更（第26条）
- (5) 保険料払込期間の変更（第27条）
- (6) 払済年金保険への変更（第28条）
- (7) 原保険契約への復帰（第30条）

2 保険料一時払型の契約のときは、会社の責任開始期（第5条）の規定中「第1回保険料」を「一時払保険料」と読み替えます。

（契約者および死亡給付金受取人を団体とする場合の特則）

第49条 官公署、会社、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、給付金の請求の際、別表1に定める請求に必要な書類に加えて、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

2 この保険契約に付加されている特約の給付金の請求については、前項の規定を適用します。

（死亡給付金受取人による保険契約の存続）

第50条 責任準備金のある保険契約において、契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）が保険契約を解約する場合、当該解約は、その通知が会社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて次の各号のいずれかに該当する死亡給付金受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 契約者の親族

(2) 被保険者または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

3 前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由が生じた場合または年金開始日が到来した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 給付金の支払事由が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

(2) 年金開始日が到来した場合には、基本年金原資（第21条または第41条の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額とします。以下本号において同じ。）の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、基本年金原資から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金受取人に支払い、保険契約は、保険期間が満了して消滅したものとします。

（年払契約・半年払契約の消滅時の取扱いに関する特別）

第51条 平成22年4月1日以後に締結された年払契約または半年払契約において、保険契約が消滅し、かつ、その消滅日を含む保険料期間（払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。）に対応する保険料が払い込まれている場合には、会社の定める方法により計算した当該保険料期間の未経過期間に対応する保険料（保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分の保険料）に相当する金額を契約者（給付金、責任準備金または払戻金が支払われるときは、この約款の規定によりその支払を受けるべき者）に払い戻します。ただし、保険契約の転換によって保険契約が消滅する場合には、その金額を転換価格に充当します。

2 前項の場合には、保険契約の消滅日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれたものとみなして取り扱います。

（情報端末による保険契約の申込等に関する特別）

第52条 契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末等の情報機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込または告知をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 契約者は、保険契約申込書への記載に代えて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 契約者または被保険者は、書面による告知に代えて、情報端末への表示により会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。

備 考

感染症

「感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に規定されている疾病のうち次のものをいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（原因がSARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、シフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	年金の支払 (第7条)	<p>ア. 第1回の年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券</p> <p>イ. 第2回以降の年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書</p> <p>ウ. 被保険者の死亡による未払年金の現価の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 年金証書</p>
2	死亡給付金の支払 災害死亡給付金の支払 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡給付金の支払の場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	年金の一括支払 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書
4	保険契約の復活 (第19条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社所定の告知書
5	社員配当金の支払 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6	払戻金の支払 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
7	保険料払込方法の変更 (第26条)	(1) 会社所定の請求書

8	保険料払込期間の変更 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（保険料払込期間の変更および原保険契約への復帰の場合）
9	払済年金保険への変更 (第28条)	
10	基準年金年額の減額 (第29条)	
11	原保険契約への復帰 (第30条)	
12	年金の型の変更 (第31条)	
13	年金開始日の変更 (第32条)	
14	年金支払期間の変更 (第33条)	
15	契約者の変更 (第34条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
16	年金受取人の変更 (第36条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の印鑑登録証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 被保険者の同意書
17	死亡給付金受取人の変更 (第37条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
18	遺言による年金受取人、 死亡給付金受取人の変更 (第38条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者（年金開始日以後は、年金受取人）との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券または年金証書 (8) 被保険者の同意書
19	契約者に対する貸付 (第41条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
20	死亡給付金受取人による 保険契約の存続 (第50条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 死亡給付金受取人が第50条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 死亡給付金受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 死亡給付金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
(注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外来の定義

	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考) 急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2) 除外する事故

① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤ 次の症状の原因となった事故 ア．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など イ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ウ．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎